



県 章

滋賀県公報

平成 15 年 (2003 年)
7 月 4 日
号 外 (1)
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

規 則	
滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (自然保護課)	1
告 示	
滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第 12 条 第 1 項の規定による航行規制水域の指定 (自然保護課)	2

規 則

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 7 月 4 日

滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県規則 第 72 号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則 (平成 15 年 滋賀県規則 第 40 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(標識の設置)

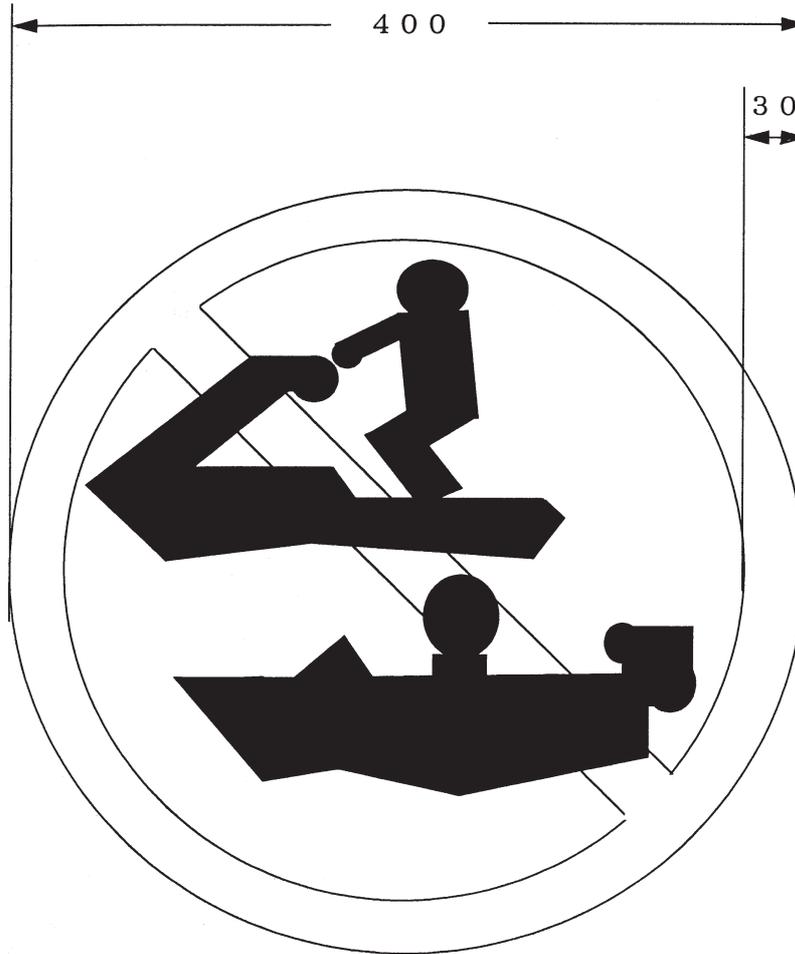
第 3 条の 2 知事は、条例第 12 条 第 1 項の規定に基づき航行規制水域を指定したときは、当該航行規制水域内または当該航行規制水域に接する湖岸にこれを表示する標識を設置するものとする。

2 前項の標識は、別記様式によるものとする。

別表の次に次の様式を加える。

別 記

様式 (第 3 条の 2 関係)



備考 1 色彩は、動力船の図形を黒色とし、枠および斜めの帯を赤色とし、地を黄色とする。

2 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第 374 号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例 (平成 14 年滋賀県条例第 52 号) 第 12 条第 1 項の規定により、航行規制水域を次のとおり指定する。

平成 15 年滋賀県告示第 178 号 (滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第 12 条第 1 項の規定による航行規制水域の指定) は、廃止する。

平成 15 年 7 月 4 日

滋賀県知事 國 松 善 次

番号	名 称	水 域
1	大津市柳が崎 - 際川地区	次のアからイを通りウに至る、基点を中心とする半径 350 メートルの円弧および湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点 大津市柳が崎 53 番 4 号にある柳が崎ビル敷地の南東角 ア 基点から 155 度 (真方位をいう。以下同じ。) 350 メートルの地点

		<p>イ 基点から 90 度 350 メートルの地点 ウ 基点から 8 度 350 メートルの地点</p>
2	大津市雄琴地区	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウからエを通りオに至る基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧および湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点 1 大津市雄琴六丁目にあるアクティバ琵琶建物南東角 基点 2 同建物の北東角 ア 基点 1 から 222 度 350 メートルの地点 イ 基点 1 から 163 度 350 メートルの地点 ウ 基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧と基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧の琵琶湖上の交点 エ 基点 2 から 110 度 350 メートルの地点 オ 基点 2 から 75 度 350 メートルの地点</p>
3	大津市真野地区	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点 1 大津市今堅田三丁目 24 番 27 号にある宅地南東角 基点 2 大津市真野五丁目 1711 番 3 号にある宅地北角 ア 基点 1 から 149 度 350 メートルの地点 イ 基点 1 から 108 度 350 メートルの地点 ウ 基点 1 から 67 度 350 メートルの地点 エ 基点 2 から 29 度 350 メートルの地点 オ 基点 2 から 5 度 350 メートルの地点 カ 基点 2 から 341 度 350 メートルの地点</p>
4	志賀町小野 - 荒川地区	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウ、エ、オおよびカの各点を結んだ線、カからキを通りクに至る、基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テおよびトの各点を結んだ線、トからナを通りニに至る基点 3 を中心とする半径 350 メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点 1 志賀町小野 312 番 39 にある宅地南東角 基点 2 志賀町南浜和邇川河口部左岸にある公衆便所建物南東角 基点 3 志賀町荒川 617 番地にある宅地南東角 ア 基点 1 から 206 度 350 メートルの地点 イ 基点 1 から 121 度 350 メートルの地点 ウ 基点 1 から 34 度 350 メートルの地点 エ 志賀町今宿 39 番地にある旧関西興銀びわ湖寮建物北東角から 136 度 350 メートルの地点 オ 志賀町今宿 13 番地にある宅地南東角から 123 度 350 メートルの地点 カ 基点 2 から 107 度 350 メートルの地点 キ 基点 2 から 55 度 350 メートルの地点 ク 基点 2 から 356 度 350 メートルの地点 ケ 志賀町中浜 42 番地にある宅地南東角から 74 度 350 メートルの地点 コ 志賀町北浜にある喜撰川浜橋北詰上流側の親柱から 60</p>

		<p>度 350 メートルの地点</p> <p>サ 志賀町北浜 43 番地宅地南東角にある河川区域の境界を表示する標杭から 63 度 350 メートルの地点</p> <p>シ 志賀町南船路 264 番地にある宅地北西角から 89 度 350 メートルの地点</p> <p>ス 志賀町八屋戸 825 番地にある宅地北東角から 102 度 350 メートルの地点</p> <p>セ 志賀町八屋戸にある八屋戸水利組合農業用水ポンプ場敷地東角から 108 度 350 メートルの地点</p> <p>ソ 志賀町木戸 1355 番 4 号にある宅地南角から 110 度 350 メートルの地点</p> <p>タ 志賀町木戸木戸川河口部右岸にある河川区域の境界を表示する標杭から 110 度 350 メートルの地点</p> <p>チ 志賀町木戸 849 番地にある宅地東角から 110 度 350 メートルの地点</p> <p>ツ 志賀町荒川 540 番 1 号にある京都機械びわ湖寮敷地の東角から 129 度 350 メートルの地点</p> <p>テ 志賀町荒川 157 番 3 号にある山村湖畔荘敷地南東角から 153 度 350 メートルの地点</p> <p>ト 基点 3 から 169 度 350 メートルの地点</p> <p>ナ 基点 3 から 141 度 350 メートルの地点</p> <p>ニ 基点 3 から 113 度 350 メートルの地点</p>
<p>5</p>	<p>志賀町大物 - 北小松地区</p>	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケおよびコの各点を結んだ線、コからサを通りシに至る、基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧、シ、スおよびセの各点を結んだ線、セからソを通りタに至る基点 3 を中心とする半径 350 メートルの円弧、タからチを通りツに至る基点 4 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ツ、テ、ト、ナおよびニの各点を結んだ線、ニからヌを通りネに至る半径 350 メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域</p> <p>基点 1 志賀町大物 657 番地敷地北東角</p> <p>基点 2 志賀町南小松 1095 番地にある旅館雄松館敷地北西角</p> <p>基点 3 志賀町北小松 1444 番 1 号にあるトップ産業セミナーハウス敷地北東角</p> <p>基点 4 志賀町北小松 1022 番 9 号にある大京琵琶湖荘敷地東角</p> <p>基点 5 志賀町北小松 261 番 1 号にある宅地東角</p> <p>ア 基点 1 から 180 度 350 メートルの地点</p> <p>イ 基点 1 から 135 度 350 メートルの地点</p> <p>ウ 基点 1 から 90 度 350 メートルの地点</p> <p>エ 志賀町南比良 888 番 1 号にある宅地南角から 134 度 350 メートルの地点</p> <p>オ 志賀町南比良 622 番地敷地南東角にある電柱から 140 度 350 メートルの地点</p> <p>カ 志賀町北比良 5 番地にある宅地南角から 140 度 350 メートルの地点</p> <p>キ 志賀町北比良 220 番地にある京都銀行健保組同比良浜荘敷地東角から 144 度 350 メートルの地点</p> <p>ク 志賀町北比良 13 番地にある宅地南角から 141 度 350 メートルの地点</p> <p>ケ 志賀町北比良 829 番 1 号にある宅地南角から 150 度 350</p>

		<p>メートルの地点</p> <p>コ 基点 2 から 150 度 350 メートルの地点</p> <p>サ 基点 2 から 110 度 350 メートルの地点</p> <p>シ 基点 2 から 69 度 350 メートルの地点</p> <p>ス 志賀町南小松にある近江舞子ホテル敷地東角から 69 度 350 メートルの地点</p> <p>セ 基点 3 から 103 度 350 メートルの地点</p> <p>ソ 基点 3 から 96 度 350 メートルの地点</p> <p>タ 基点 3 を中心とする半径 350 メートルの円弧と基点 4 を中心とする半径 350 メートルの円弧の琵琶湖上の交点</p> <p>チ 基点 4 から 181 度 350 メートルの地点</p> <p>ツ 基点 4 から 153 度 350 メートルの地点</p> <p>テ 志賀町北小松にある小松浜水泳場区営南浜事務所建物南角から 132 度 350 メートルの地点</p> <p>ト 志賀町北小松にある小松浜水泳場区営北浜事務所北側にある公衆便所建物南角から 121 度 350 メートルの地点</p> <p>ナ 志賀町北小松 327 番地にある宅地南角から 104 度 350 メートルの地点</p> <p>ニ 基点 5 から 104 度 350 メートルの地点</p> <p>ヌ 基点 5 から 79 度 350 メートルの地点</p> <p>ネ 基点 5 から 53 度 350 メートルの地点</p>
6	安曇川町四津川 - 横江浜地区	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域</p> <p>基点 1 安曇川町横江浜湖岸緑地鴨川勝野園地駐車場北側にある墓地の西角</p> <p>基点 2 安曇川町四津川 752 番 1 号にある倉庫敷地南西角</p> <p>ア 基点 1 から 200 度 350 メートルの地点</p> <p>イ 基点 1 から 170 度 350 メートルの地点</p> <p>ウ 基点 1 から 140 度 350 メートルの地点</p> <p>エ 基点 2 から 140 度 350 メートルの地点</p> <p>オ 基点 2 から 95 度 350 メートルの地点</p> <p>カ 基点 2 から 50 度 350 メートルの地点</p>
7	新旭町饗庭 - 今津町浜分地区	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウ、エ、オ、カおよびキの各点を結んだ線、キからクを通りケに至る、基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ケ、コおよびサの各点を結んだ線、サからシを通りスに至る基点 3 を中心とする半径 350 メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域</p> <p>基点 1 今津町今津にある消雪装置ポンプ場敷地北東角</p> <p>基点 2 今津町南新保にある今津町市ヶ崎勤労者テニスコート施設ゲートボール場東角</p> <p>基点 3 今津町浜分 160 番 1 号にある宅地北西角</p> <p>ア 基点 1 から 172 度 350 メートルの地点</p> <p>イ 基点 1 から 136 度 350 メートルの地点</p> <p>ウ 基点 1 から 100 度 350 メートルの地点</p> <p>エ 今津町今津 35 番地宅地北西地先にある電柱から 100 度 350 メートルの地点</p> <p>オ 今津町今津にある庄垂川橋南詰下流側の親柱から 120 度 350 メートルの地点</p>

		<p>カ 今津町南新保社会福祉法人ゆたか会事務所東地先にある河川区域の境界を標示する標杭から 191 度 350 メートルの地点</p> <p>キ 基点 2 から 165 度 350 メートルの地点</p> <p>ク 基点 2 から 125 度 350 メートルの地点</p> <p>ケ 基点 2 から 85 度 350 メートルの地点</p> <p>コ 今津町浜分 196 番地宅地地先にある浜分第 1 マンホールポンプ場制御盤から 86 度 350 メートルの地点</p> <p>サ 基点 3 から 86 度 350 メートルの地点</p> <p>シ 基点 3 から 47 度 350 メートルの地点</p> <p>ス 基点 3 から 7 度 350 メートルの地点</p>
<p>8</p>	<p>今津町深清水 - マキノ町海津地区</p>	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウ、エ、オおよびカの各点を結んだ線、力からキを通りクに至る、基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ク、ケ、コ、サ、シ、スおよびセの各点を結んだ線、セからソを通りタに至る基点 3 を中心とする半径 350 メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域</p> <p>基点 1 マキノ町中庄 1204 番 1 号宅地東側地先にある河川区域の境界を表示する標杭</p> <p>基点 2 マキノ町知内百瀬川琵琶湖流入部にある河川区域の境界を表示する標杭</p> <p>基点 3 マキノ町海津 448 番 1 号東側地先にある電柱</p> <p>ア 基点 1 から 205 度 350 メートルの地点</p> <p>イ 基点 1 から 163 度 350 メートルの地点</p> <p>ウ 基点 1 から 122 度 350 メートルの地点</p> <p>エ マキノ町中庄 11 番地宅地南東角にある電柱から 126 度 350 メートルの地点</p> <p>オ マキノ町新保にある新保川橋北詰上流側親柱から 132 度 350 メートルの地点</p> <p>カ 基点 2 から 183 度 350 メートルの地点</p> <p>キ 基点 2 から 163 度 350 メートルの地点</p> <p>ク 基点 2 から 123 度 350 メートルの地点</p> <p>ケ マキノ町知内 1046 番地にある民宿吉平敷地北東角から 131 度 350 メートルの地点</p> <p>コ マキノ町知内にあるマキノサニービーチキャンプ場の公衆便所建物北東角から 103 度 350 メートルの地点</p> <p>サ マキノ町知内 83 番 1 号にある宅地北東角から 89 度 350 メートルの地点</p> <p>シ マキノ町西浜 1215 番 1 号にある宅地南西角から 142 度 350 メートルの地点</p> <p>ス マキノ町海津にある海津地区農業用水施設海津ポンプ場敷地北西角から 152 度 350 メートルの地点</p> <p>セ 基点 3 から 214 度 350 メートルの地点</p> <p>ソ 基点 3 から 178 度 350 メートルの地点</p> <p>タ 基点 3 から 142 度 350 メートルの地点</p>
<p>9</p>	<p>西浅井町大浦 - 菅浦地区</p>	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウからエを通りオに至る基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧および湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域</p> <p>基点 1 西浅井町大浦 1619 番地南側地先にある大浦 4 号地区急傾斜地崩壊危険区域を表示する標識</p>

		<p>基点 2 西浅井町大浦 750 番 1 号宅地南角にある 5 号中継ポンプ制御盤</p> <p>ア 基点 1 から 234 度 350 メートルの地点</p> <p>イ 基点 1 から 194 度 350 メートルの地点</p> <p>ウ 基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧と基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧の琵琶湖上の交点</p> <p>エ 基点 2 から 200 度 350 メートルの地点</p> <p>オ 基点 2 から 156 度 350 メートルの地点</p>
10	米原町磯地区	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る、基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧、カおよびキの各点を結んだ線、キからクを通りケに至る基点 3 を中心とする半径 350 メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域</p> <p>基点 1 米原町磯公園にあるあずまや南西角</p> <p>基点 2 米原町磯 1814 番 57 号にある建物南西角</p> <p>基点 3 米原町磯 2305 番地にある上水道磯第 1 水源敷地北角</p> <p>ア 基点 1 から 32 度 350 メートルの地点</p> <p>イ 基点 1 から 350 度 350 メートルの地点</p> <p>ウ 基点 1 から 305 度 350 メートルの地点</p> <p>エ 基点 2 から 305 度 350 メートルの地点</p> <p>オ 基点 2 から 281 度 350 メートルの地点</p> <p>カ 基点 2 から 257 度 350 メートルの地点</p> <p>キ 基点 3 から 308 度 350 メートルの地点</p> <p>ク 基点 3 から 263 度 350 メートルの地点</p> <p>ケ 基点 3 から 218 度 350 メートルの地点</p>
11	彦根市松原 - 馬場地区	<p>次のア、イおよびウの各点を結んだ線、ウからエを通りオに至る基点を中心とする半径 350 メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域</p> <p>基点 彦根市馬場二丁目 6 番 25 号にあるペア・ソレアド敷地北角</p> <p>ア 彦根市松原町にあるトヨタ自動車健康保険組合びわ湖荘敷地南西角</p> <p>イ 彦根市松原町 1247 番 1 号にあるアイビス敷地北西角から 293 度 350 メートルの地点</p> <p>ウ 基点から 308 度 350 メートルの地点</p> <p>エ 基点から 267 度 350 メートルの地点</p> <p>オ 基点から 226 度 350 メートルの地点</p>
12	彦根市大藪 - 八坂地区	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る、基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧、カおよびキの各点を結んだ線ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域</p> <p>基点 1 彦根市大藪町 1877 番 1 号にあるステージリペリアン敷地北角</p> <p>基点 2 彦根市八坂町 2061 番 73 号にある宅地西角</p> <p>ア 基点 1 から 53 度 350 メートルの地点</p> <p>イ 基点 1 から 11 度 350 メートルの地点</p> <p>ウ 基点 1 から 330 度 350 メートルの地点</p> <p>エ 基点 2 から 330 度 350 メートルの地点</p>

		<p>オ 基点 2 から 308 度 350 メートルの地点 カ 基点 2 から 286 度 350 メートルの地点 キ 彦根市八坂町犬上川橋東詰下流側にある親柱</p>
13	彦根市須越 - 薩摩地区	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る、基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点 1 彦根市須越町 1494 番地西側墓地西角にある河川区域の境界を表示する標杭 基点 2 彦根市石寺町 1449 番地にある宅地西角 ア 基点 1 から 57 度 350 メートルの地点 イ 基点 1 から 12 度 350 メートルの地点 ウ 基点 1 から 327 度 350 メートルの地点 エ 基点 2 から 327 度 350 メートルの地点 オ 基点 2 から 284 度 350 メートルの地点 カ 基点 2 から 241 度 350 メートルの地点</p>
14	彦根市薩摩 - 田附地区	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウ、エ、オ、カおよびキの各点を結んだ線、キからクを通りケに至る基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点 1 彦根市薩摩町にある室戸橋南詰下流側 基点 2 彦根市田附町 2022 番 3 号番地にある宅地西角 ア 基点 1 から 60 度 350 メートルの地点 イ 基点 1 から 17 度 350 メートルの地点 ウ 基点 1 から 334 度 350 メートルの地点 エ 彦根市薩摩町 1386 番地宅地北東角にある河川区域の境界を表示する標杭から 334 度 350 メートルの地点 オ 彦根市柳川町 216 番 1 号にある宅地北西角から 323 度 350 メートルの地点 カ 彦根市田附町 2034 番 20 号にある宅地北東角から 323 度 350 メートルの地点 キ 基点 2 から 330 度 350 メートルの地点 ク 基点 2 から 288 度 350 メートルの地点 ケ 基点 2 から 247 度 350 メートルの地点</p>
15	彦根市新海地区	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧ならびに湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域 基点 1 彦根市新海町 3669 番 1 号にある倉庫敷地北角 基点 2 彦根市新海町松下電工レークアイランド北西側境界の中央にあるモニュメントの北側の外灯 ア 基点 1 から 76 度 350 メートルの地点 イ 基点 1 から 33 度 350 メートルの地点 ウ 基点 1 から 350 度 350 メートルの地点 エ 基点 2 から 350 度 350 メートルの地点 オ 基点 2 から 315 度 350 メートルの地点 カ 基点 2 から 279 度 350 メートルの地点</p>
16	守山市今浜地区	<p>次のアからイを通りウに至る、基点 1 を中心とする半径 350 メートルの円弧、ウおよびエの各点を結んだ線、エからオを通りカに至る基点 2 を中心とする半径 350 メートルの円弧ならび</p>

に湖岸線により囲まれた琵琶湖の水域

基点 1 守山市今浜町にある琵琶湖アーバンリゾート 1 号館敷
地北東角

基点 2 守山市今浜町 2624 番 210 号にある宅地南西角

ア 基点 1 から 90 度 350 メートルの地点

イ 基点 1 から 28 度 350 メートルの地点

ウ 基点 1 から 325 度 350 メートルの地点

エ 基点 2 から 325 度 350 メートルの地点

オ 基点 2 から 273 度 350 メートルの地点

カ 基点 2 から 221 度 350 メートルの地点

